

下市町空き家バンク登録家財処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用及び本町への移住定住を促進するため、下市町空き家バンクに登録されている物件（以下「空き家」という。）の荷物撤去等に要する経費に対し、予算の範囲内において下市町空き家バンク登録家財処分補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 下市町空き家バンクに登録された、空き家に係る所有権又はその他の権利により売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。
- (2) 利用者 下市町空き家バンクを活用して、売買契約又は賃貸借契約等の締結により空き家を使用する者をいう。
- (3) 空き家の家財道具等の整理 下市町空き家バンク登録後に実施する家財道具等の搬出及び処分並びに併せて行う屋内及び屋外の清掃等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 下市町空き家バンクに登録されている物件の所有者等
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 下市町暴力団排除条例（平成24年3月下市町条例第1号）の規定による制限をされていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家の家財道具等の整理を、別紙1により行う事業であって、補助を申請する年度内に完了する事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は補助対象事業に直接要する経費とし、対象経費の全額とする。ただし、30万円を限度とする。

- 2 空き家の家財道具等の整理を行う施工業者は法人又は個人事業者とし、個人に対する賃金、謝礼等については補助金の対象外とする。
- 3 補助金の交付回数は、同一物件に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者による申請は、下市町空き家バンク登録家財処分補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し
- (2) 補助対象事業実施前の写真
- (3) 町税等に滞納がないことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付を適当と認めるときは、下市町空き家バンク登録家財処分補助金交付決定通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる

(交付の条件)

第 8 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第 16 条に規定する報告や調査等に協力すること。
- (2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存すること。

(補助金交付申請書の内容変更の届け出)

第 9 条 交付決定者は、当該申請の内容を変更、又は中止しようとするときは、下市町空き家バンク登録家財処分補助金変更(中止)申請書(第 3 号様式)により町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(権利譲渡の禁止)

第 10 条 交付決定者は、この補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは速やかに、下市町空き家バンク登録家財処分補助金実績報告書(第 4 号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 補助対象事業実施後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し空き家バンク登録家財処分補助金確定通知書(第 5 号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 交付決定者は前条の空き家バンク登録家財処分補助金確定通知書を受けたときは、空き家バンク登録家財処分補助金請求書(様式第 6 号)に通帳の写しを添えて町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の空き家バンク登録家財処分補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 町長は、交付決定者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象物件を補助金交付日から 3 年未満で取り壊したとき。ただし、やむを得ない特別の事由があり、町長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 対象物件の下市町空き家バンクからの登録抹消を補助金交付日から 3 年未満で申し出たとき。ただし、売却、又は賃貸等の契約等が成立した場合はこの限りではない。
- (4) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて金額の返還を命じることができる。

(調査等)

第 16 条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者に報告を求め、又は担当職員に調査を行わせることができる。

(他法令との関係)

第 17 条 国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける他の空き家の家財処分に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。